

令和7年度第1回東大和市予防接種健康被害調査委員会会議要録

1 日 時

令和7年6月26日（木）午後7時00分から午後8時00分まで

2 場 所

東大和市立保健センター

3 出席者氏名

- （1）委 員 辻会長、平松委員、中坪委員、谷山委員、松本委員、青木委員
- （2）事務局 幸村健康推進課長、妹尾成人保健係長、小樽成人保健係主任

4 会議の公開・非公開

- （1）本会議は、情報公開条例第30条第1項第2号の、非公開情報に該当する事項を審議する場合に該当するため、非公開とした。

5 議事

（1）開 会

会長による開会宣言

（2）会長挨拶

会長から会議開催に当たっての挨拶

（3）委員紹介

事務局から欠席委員について報告、その後各委員による自己紹介
※欠席委員 竹本委員

（4）議題

ア 予防接種健康被害救済制度の概要説明

（ア）事務局から以下の事項について説明

- ・救済制度とは（予防接種法第15条）
- ・給付の種類について
- ・給付認定の要件と国の疾病・障害認定審査会について
- ・給付請求に必要な書類について
- ・東大和市予防接種健康被害調査委員会の役割
- ・本会議における調査・報告事項について

(イ) 質疑等
なし

イ 本委員会における調査・報告事項の審議（２案件）

(ア) 事務局から、今回の調査案件について、診療録等に基づき説明

(イ) 追加で収集すべき資料の有無や、特殊検査の必要性の有無について、会長から各委員へ意見を聴取

- ・委員質問：２件目の案件について、今回提出のあった認定の請求に係る診療録以外に、別途、後日、医療に係った分の診療録の提出がある。こちらの診療に対しての、医療費・医療手当の認定の請求はされていないのか。
- ・事務局回答：後に発症した疾患は主治医よりワクチンとの因果関係が不明であり、受診証明書の提出はできないとされているため、医療費・医療手当の認定の請求はしないとのこと。

結論：本委員会における調査の結論として、２案件ともに、追加資料の収集及び特殊検査の必要はなしとした。

ウ その他

(ア) 事務局から以下の今後の流れについて説明

- ・本会議での調査結果を市長へ報告し、申請書類等を東京都経由で厚生労働省へ進達
- ・厚生労働省の疾病・障害認定審査会で審議し、厚生労働省から市へ、認定又は否認通知書を送付
- ・認定の場合は市から請求者へ、請求があった医療費等を支払う。

(イ) 質疑等

- ・委員質問：現在までに東大和市で予防接種健康被害救済制度の申請は何件あるのか。
- ・事務局回答：現在までに６件あり、うち、認定が３件、否認認定が２件、国において審査中の案件が１件である。

(５) 閉会

会長が閉会を宣言した。

以上